

入 札 説 明 書

令和7年札幌市告示第491号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和7年2月6日

2 契約担当部局

〒062-0934 札幌市豊平区平岸4条18丁目1番21号

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部子ども発達支援総合センター地域支援課企画係

電話 011-821-0070 (FAX 011-821-0241)

メールアドレス chikutaku@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称

札幌市子ども発達支援総合センター庭園管理業務

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による。

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和7年11月30日までとする。

(4) 履行場所

札幌市子ども発達支援総合センター（札幌市豊平区平岸4条18丁目1番21号）

(5) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4年度～令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「公園街路樹等管理業」に登録されていること。

(3) 令和4年度～令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、所在地区分が「市内」として登録されている者であること。

(4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(7) 本告示に示した役務の提供が十分に可能な者であること。

5 入札書及び委任状の提出場所等

(1) 入札書及び委任状の提出場所及び契約条項を示す場所

上記2に同じ。

(2) 入札書及び委任状の提出方法

入札書は別紙1により作成し、代理人が入札する場合は別紙2により委任状を作成して、次の

要領に従って提出すること。

ア 持参による提出の場合

入札書を封筒に入れて糊付けして封印する。封皮に氏名（法人の場合は名称又は商号）及び「【札幌市子ども発達支援総合センター庭園管理業務】の入札書在中」と記載して、上記２の契約担当部局あてに持参する。

代理人が入札する場合は、入札書の提出と同時に委任状（別紙２）を提出すること。なお、委任状は、入札書を封印する封筒には封入しないこと。

イ 郵送による提出の場合

(ア) まず、内封として、入札書を封筒に入れて糊付けして封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合は名称又は商号）及び「【札幌市子ども発達支援総合センター庭園管理業務】の入札書在中」と記載する。

(イ) 次に、外封として、上記２の契約担当部局に配達されるよう宛名を記載した上で、封筒の見やすい位置に「【札幌市子ども発達支援総合センター庭園管理業務】の入札書在中」と記載する。

(ウ) 最後に、上記(ア)の要領で入札書を封印した内封及び代理人が入札する場合には委任状（別紙２）を外封に入れて、上記２の契約担当部局あてに郵送する。

(3) 入札書及び委任状の提出期限

令和７年２月２７日（木） １４時００分（郵送の場合は必着のこと。）

(4) 本件の仕様等に対する質問及び回答

ア 提出方法

書面による持参、送付、電子メールまたはファクシミリによって提出すること（来庁又は電話による口頭での質問は受け付けない。）。

イ 提出先及び提出期限

上記２の契約担当部局へ、令和７年２月１８日（火）までに提出すること。

ウ 質問に対する回答

令和７年２月１８日（火）以降、局ホームページに掲載する。

(5) 入札の無効

ア 本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第１１条各号及び札幌市競争入札参加者心得第８項各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第１３条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき。

(7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札書提出時に委任状（別紙２）を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所

令和７年２月２７日（木） １５時００分

札幌市子ども発達支援総合センター１階会議室（札幌市豊平区平岸４条１８丁目１番２１号）

(9) 開札

- ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ身分証明書を提示しなければならない。
- エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札が終了するまで開札場を退場することができない。
- オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 その他

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

開札後、札幌市契規則第7条の規定の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、有効な入札をした者があった場合は、落札者の決定を保留し、そのうち最低の価格をもって入札をした者を落札候補者として、下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるかを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、上記4に掲げる入札参加資格を有することを証する書類（別記「入札参加資格審査資料の提出について」参照）を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者の入札を、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合においては、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

オ 入札が無効となった者の取扱い

上記ウ又はエに基づき入札が無効となった者は、上記5(9)オに掲げる再度の入札に参加でき

ないものとする

(4) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望するものは、上記4に掲げる競争入札資格を有することを証明する書類を、入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(5) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は指定期日までに契約を締結しないとき。

イ 指定期日までに契約保証金を納付しなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 免税事業者であることの申出

落札者が、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに申出書（別紙3）を提出しなければならない。

(7) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約条項

別紙4のとおり

(9) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、書面（様式は自由）により、その理由の説明を求めることができる。この場合、その事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に、上記2の契約担当部局あてに当該書面を持参し、又は郵送すること（必着）。